

○世羅町イメージキャラクターデザイン取扱要綱

平成26年 8 月 5 日告示第185号

改正

平成28年 3 月31日告示第133号

世羅町イメージキャラクターデザイン取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、世羅町イメージキャラクター「せら坊」(以下「せら坊」という。)デザインの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、デザインとは、せら坊の基本デザイン(別紙)及び町長が別に定めるその展開デザインとする。

(せら坊デザインに関する権利)

第3条 せら坊デザインに関する一切の権利は、町に帰属する。

(使用の承認申請)

第4条 せら坊デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく使用するときは、この限りでない。

- (1) 町及び町職員がその業務の目的で使用するとき。
- (2) 町内の学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

2 前項の承認を受けようとする者は、せら坊デザイン使用承認申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料。ただし、前項各号及び次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

ア 町が後援する事業を実施する団体等が該当事業に使用するとき。

イ 町内の住民自治組織等がコミュニティ活動の目的で使用するとき。

- (2) せら坊デザインの利用状況がわかる完成見本等

- (3) 食品に使用する場合は、製造若しくは販売に係る保健所の営業許可証(写)及び製造又は販売する店舗一覧

- (4) その他町長が必要と認める書類

(使用の承認)

第5条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 町の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (4) せら坊デザインの定められた色を正しく使用しないとき。
- (5) せら坊のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 特定の個人、企業、団体、政治、思想若しくは宗教の活用に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が使用について不適當であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による申請を承諾するときは、せら坊デザイン使用承認通知書(様式第2号)により、不承認とするときは、せら坊デザイン使用不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 町長は、使用承認に際し必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第6条 せら坊デザインの使用料は、無料とする。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 せら坊デザインの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 使用者は、せら坊デザインの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) せら坊デザインを自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
- (4) 使用承認を受けたデザインの改変、応用使用はしないこと。

(5) せら坊デザインを使用するときは、「世羅町イメージキャラクターせら坊」の表記を適正に付すこと。ただし、スペース等の関係で表記が困難な場合は、「せら坊[©]世羅町」と表記をもって代えることができる。

(6) 商品等は、完成後、速やかに町長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難な場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(7) 営利目的で使用するときは、承認番号を必ず付けること。

(経費等の負担)

第9条 町は、この告示による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめせら坊デザイン使用変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、せら坊デザイン使用変更承認通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、第8条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この告示に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 人へ危害が発生したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、せら坊デザイン使用承認取消通知書（様式第6号）により、使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消の通知のあった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一

切負わない。

(責任の制限)

第12条 使用者が、せら坊デザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においては、町は損害賠償、損害補償その他法律上の責任を一切負わない。

(事故、苦情等の処理)

第13条 せら坊デザインの使用に関し、事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

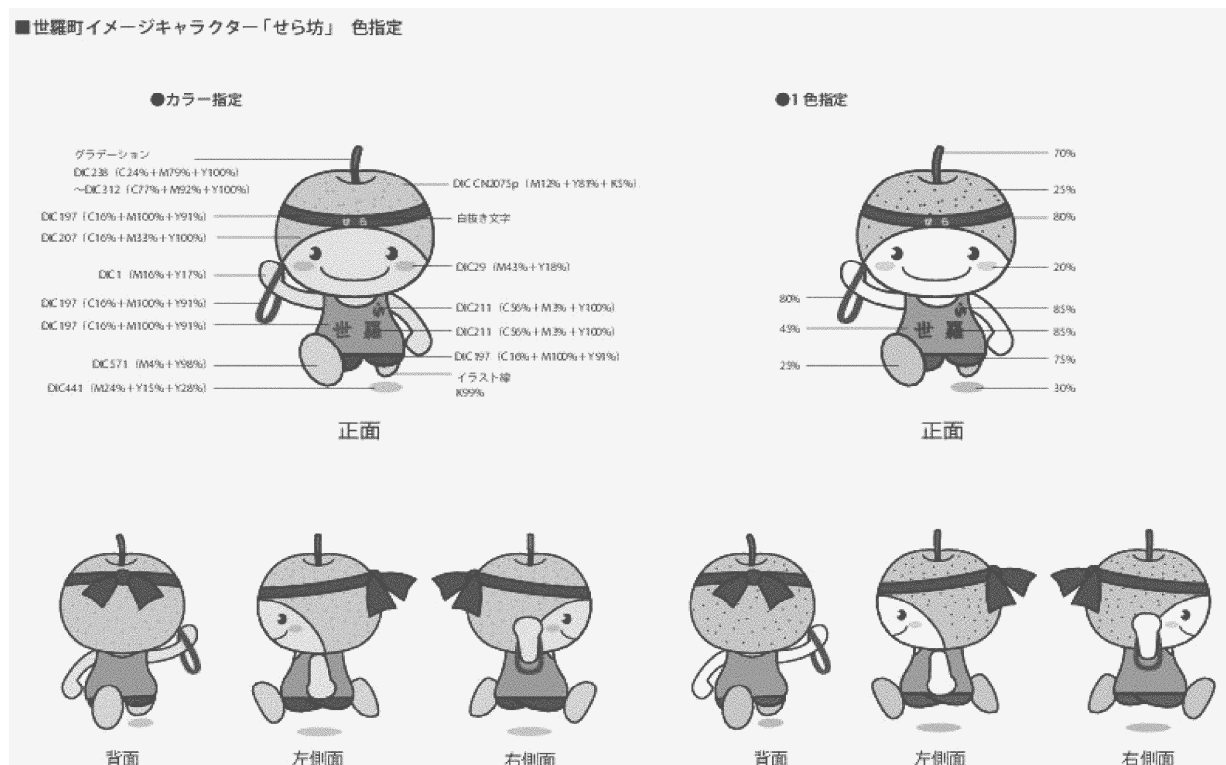
附 則

この告示は、平成26年8月8日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第133号)

この告示は、平成28年3月31日から施行する。

別紙 (第2条関係)



■世羅町イメージキャラクター「せら坊」色指定

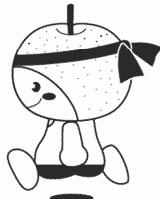
●透明色



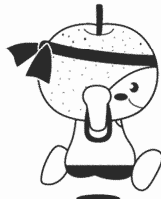
正面



背面



左側面



右側面

様式第1号（第4条関係）

せら坊デザイン使用承認申請書

年 月 日

世羅町長 様

申請者 住 所

（所在地）

氏名又は団体等名称

（代表者氏名）

印

せら坊デザインを次のとおり使用したいので、世羅町イメージキャラクターデザイン取扱要綱第4条に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

使用目的		
使用方法 製作方法		
使用するものの 有償、無償の別	有償（単価 円） ・ 無償	
使用数量 製作数量		
連絡先	（担当者）	（電話番号）

※ 企画書・見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）の資料を添付してください。

世羅町イメージキャラクターデザイン取扱要綱第5条第1項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名又は代表者名

印

様式第2号（第5条関係）

せら坊デザイン使用承認通知書

年 月 日

申請者

様

世羅町長 印

年 月 日付けで申請のあった世羅町イメージキャラクターデザインの
使用に関し、次のとおり承認したので通知します。

承認番号	第 号
使用方法	
備考	
承認条件	<ul style="list-style-type: none">● 申請書に記載した目的、方法のとおりを使用すること。● 「世羅町イメージキャラクターデザイン取扱要綱」に定めた事項を遵守すること。

様式第3号（第5条関係）

せら坊デザイン使用不承認通知書

年 月 日

申請者

様

世羅町長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった世羅町イメージキャラクターデザインの
使用に関し、次の理由により不承認としたので通知します。

不承認の理由	
備考	

様式第4号（第10条関係）

せら坊デザイン使用変更承認申請書

年 月 日

世羅町長 様

申請者 住 所

（所在地）

氏名又は団体等名称

（代表者氏名）

印

年 月 日付け承認第 号について、次のとおり変更したいので、
世羅町イメージキャラクターデザイン取扱要綱第10条の規定により申請します。

変更内容	(変更後)	
	(変更前)	
変更理由		
連絡先	(担当者)	(電話番号)

※ 企画書・見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）の資料を添付してください。

世羅町イメージキャラクターデザイン取扱要綱第5条第1項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名又は代表者名

印

様式第5号（第10条関係）

せら坊デザイン使用変更承認通知書

年 月 日

（使用者）

様

世羅町長 ㊟

年 月 日付けで変更申請のありましたキャラクターデザインの使用については、次のとおり決定しましたので通知します。

承認第 号		
変更内容	変更前	変更後
備考		

様式第6号（第11条関係）

せら坊デザイン使用承認取消通知書

年 月 日

申請者

様

世羅町長 ⑩

年 月 日付け承認第 号については、次のとおり承認を取消します
ので、世羅町イメージキャラクターデザイン取扱要綱第11条の規定により通知しま
す。

取消理由	
備考	